



校訓 自主 敬愛 協調

なっちゅう

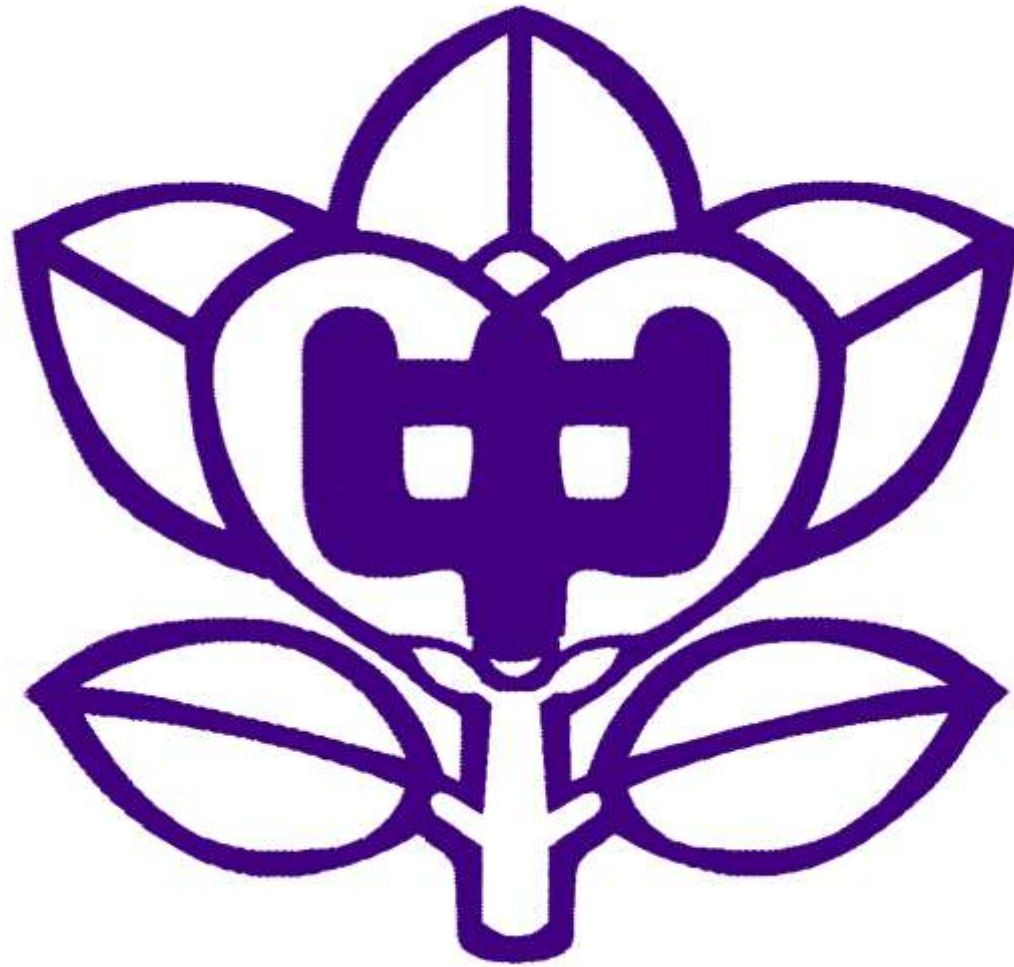
# 長与中ガイドブック

全力長与・感動長与 置かれた場所で咲く努力

長与町立長与中学校

## 【学校教育目標】

豊かな知性や人間性を身に付け、たくましく自分の人生を切り拓いていく生徒



### 【ミカンの葉の図案化】

温州ミカンの特産地であるこの長与町を支えていく生徒に、創意と勤勉と忍耐を求める。

汗して働くミカン作りの姿勢と、生徒自らの自分づくりを重ね合わせ、豊かな精神的風土づくりを表す。

①長与中学校

<https://youtu.be/8w1HWyh722A>



②長与中 校歌 伴奏

<https://youtu.be/8UybTTLc8ls>



③長与中学校 校歌 合唱

<https://youtu.be/Bqx3ewGX5vU>



# 長与中学校 校歌

作詞 吉田虎次郎 作曲 小坂井桂次郎

仰ぐ山なみ 緑のよくや  
みかんの花咲く 丘の下  
若あゆ踊る 清流の  
河岸にそびゆる いらかこそ  
我等の誇り 我が母校

受け継ぐ伝統 伸びゆく力  
明るい山河に はぐまれて  
清き誠にはつらつと  
睦みもゆかし 姿こそ  
我等の歡喜 我が母校

もゆる憧れ たゆまぬ努力  
強く正しく のびのびと  
学びの道も ひたすらに  
次代を作る 泉こそ  
我等の使命 我が母校

高き理想に ゆるがぬ決意  
すさぶ嵐も のりこえて  
庭のそてつ の たくましき  
とわに緑の 若さこそ  
我等の希望 我が母校

# 【生徒心得】

## 1 礼節を重んじよう

朝「おはよう」と自ら挨拶することは、相手への敬意を表し、今日の日を素晴らしいものにし、そしてお互いが規則を守り、礼儀正しく秩序ある行動をとるようにしましょう。

## 2 自主的に生活しよう

自分の進路を考え、常に計画を立てて、学習に取り組み、長与中学校の生徒として責任ある行動をとり、笑顔いっぱいの楽しい学校生活を送りましょう。

## 3 思いやりの心を持とう

常に、思いやりをもって人に接し、いじめのない望ましい人間関係をつくりましょう。

## 4 学校の環境を美しく保とう

文化は美しい環境に生まれる。私たちは落ち着いて学習するために、美しい情操を養うために、常に校舎内外を清らかに美しくするために協力しましょう。

## 5 健康管理に気をつけよう

規則正しい生活に心がけ、自分の健康は自分で守りましょう。

## 6 健全な校外生活を過ごそう

校外においても本校生徒としての自覚ある行動をするよう心がけ、本校生徒としての名誉を守りましょう。

## 【 長与中人権宣言 】

- 前 文 私たちはみんな仲間です。  
笑顔で生活する権利はみんなにあります。
- 第1条 自分も相手も大切にします。
- 第2条 人権が大切にされていないときは、解決のために努力します。
- 第3条 一人で悩まずに相談します。
- 第4条 相手のことを考え、思いやりを持って行動します。
- 第5条 自分の行動と言葉に責任を持ちます。
- 第6条 人権を、平和を学び続けます。

**長与中は、いじめは絶対に許しません！！**

# なっちゃん 長年中生の当たり前

- 1 授業開始「3分前着席に努め、「2分前には学びと向き合う。  
前時の学習を振り返り、内容を見直し、  
そして本時の学びを想像する。
- 2 人の発言や問いに対し常に「関心をもち、積極的に反応する。  
人の話をよく聞き、うなずき ことはもつなぐことで  
授業をつくる。
- 3 授業での学びをいかに「自学」につなげるか、自ら考え実行する。  
単元や本時の学習の要点を踏まえて  
自学の内容や方法を工夫する。

# 【 学校生活の約束事 】

～みんなが楽しく安全に学校生活を過ごすために～

## ◇校内生活について

- (1) 校内では、自ら気持ちの良い挨拶や会釈を行う。
- (2) 校舎内では静かに過ごし、他教室、他学年のフロアには立ち入らない。ベランダには出ない。
- (3) 校内で破損している場所を見つけたり、危険な行為を見かけたり、悩んでいる友達を見かけたときは、迷わずに先生に報告する。
- (4) トイレは学年フロアのトイレを使用する。移動教室の場合は、特別教室近くのトイレを使用してもよい。
- (5) エアコン操作は教師が行うが、移動教室時に消すのは生徒が行うことができる。

## ◇朝の登校について

- (1) 自ら、顔を見て、挨拶をしよう。
- (2) 登校は制服着用です。\*特別な事情がある場合には担任へ相談する。
- (3) 落ち着いた1日をスタートさせるために8時00分までに生徒玄関を通過（生徒会の取組）する。  
登校後は、8時05分までに教室に入って準備をし、8時10分に朝の会をスタートする。  
\*車での送迎は、学校付近までであっても禁止です。  
(怪我や病気等により徒歩での登下校が困難である生徒は担任へ相談する。
- (4) 欠席、遅刻の連絡は7時30分～8時00分に、担任又は学校へ保護者が届け出る。  
\*原則、連絡アプリ「tetoru（テトル）」を使用して届け出る。  
\*遅刻（朝の会以降）したときは必ず職員室に行き、担任か学年担当の先生に登校したことを報告する。
- (5) 登校後は病院などの特別の場合をのぞき、原則として外出を許可しない。
- (6) 登校・下校の際は交通規則を守り、交通事故などの災害にあわないよう注意すること。
- (7) 自転車通学は禁止です。



## ◇授業について

- (1) 3分前に着席し、2分前に学習を始める。
- (2) 始業や終業の挨拶は、起立して椅子を机に入れて、大きな声で行う。
- (3) 授業に遅れた生徒は、教科の先生に必ず報告する。
- (4) 教科書、道具などの貸し借りは厳禁。忘れ物は事前に先生に申し出る。
- (5) 授業間の10分休みは、次の学習の準備・特別教室等への移動・トイレの時間であり、室内や廊下で走ったり暴れたり、トイレでたむろする時間ではない。
- (6) 次の教科連絡は、授業終了後に行うか、昼休みまでに終わらせること。

## ◇授業時の服装・更衣について

- ・原則として授業は、制服で受ける。ただし、授業の都合でジャージ・体操服に着替える場合は、その授業の前の休み時間に、指定された場所で更衣を行う。
  - \*更衣が連続する場合は、授業担当の先生に事情を説明し、ジャージ・体操服のまま授業を受けて良いか事前に教科担任の許可をもらう。
  - \*掃除は、制服のまま行う。
- ・授業中、気温に合わせて、ジャージ上を制服の上に着てもよい。

## ◇更衣室の利用について

- ・更衣室は勝手に入ることはできない。また、教師の許可なく、更衣以外に利用することはできない。
- ・更衣室に荷物を1日中放置することはできない。
  - \*授業等で使用した場合は、その時間のみ一時保管できる。
- ・更衣室利用の流れは「長与中1日の流れ・約束事」の資料で確認すること。

## ◇給食について

- ・給食準備～食事～後片付け（12：25～13：05）
- ・配膳係だけが白衣を着用する。
- ・運搬係は決められた通路を通過して、2列になってコンテナ室まで取りに行く。
- ・給食の準備時間は、全員、必ずマスクを着用する。
- ・12：40前まで「いただきます」
- ・12：55「ごちそうさま」
- ・13：05までに運搬係はコンテナ室に返却する。

## ◇掃除について

- ・掃除時間10分間
- ・授業が終わったら、すぐに担当場所へ移動し、時間まで持ち場を離れず、無言清掃を徹底する。
- ・掃除の後、自ら反省会を実施する。＊責任者を決めておくこと
- ・1ヶ月ごとにゴミ出し当番をクラスに割り当てる。
- ・簡単清掃を実施することもある。（週行事記載）
  - ＊授業終了後、直ぐに、自教室とトイレ（水流し）のみ簡単清掃を行う。
  - ＊例…授業終了14：30～簡単清掃（5分間）～帰りの会開始14：35

## ◇昼休みについて

- ・積極的に外で遊んだり、学習や係活動を積極的に行う。
- ・図書室も利用可能です。＊図書室内、図書室の階の部屋・廊下・トイレは静かに過ごすこと。
- ・運動や遊びは、運動場・体育館前広場を利用する。
  - ＊体育館前広場はバスケットボールのみ
  - ＊体育館前広場で遊ぶ際に、校舎の壁にボールを当てない。
- ・職員室・保健室・花壇・弓道場・テニスコート・運動場のがけ付近では遊ぶことはできない。
- ・教科連絡が必要な場合は、昼休み中に行う。

## ◇下校時間と下校時の服装について

- (1) 下校時刻は平常16時30分です。
- (2) 下校時刻を過ぎて残るときは、先生に終わりの時間を含めて届け出て許可を得ること。
- (3) 下校の際は道草や買い食いなどをせず、まっすぐに帰宅する。
- (4) 帰宅時刻は夏季18時、冬季17時です。(部活動がある場合、この限りではない。)
  - 部活動 夏 期 ( 3月～9月) . . . 18 : 30までに完全下校
  - 部活動 中間期 (10月・2月) . . . 18 : 00までに完全下校
  - 部活動 冬 期 (11月～1月) . . . 17 : 30までに完全下校
  - ＊5校時日課の時は、17時30分が完全下校です。
- (5) 下校時の服装は、制服又は部活動で使用したもの(必ず学校指定のもの)とする。
  - ＊体操服等で帰宅する場合に、氏名が掲載されているゼッケン等は外すこと。

## ◇通学カバンについて

- (1) 通学バッグのみ。本校は補助バッグはありません。  
(通学バッグと部活動のエナメルバッグ等の組合せは認めない)
- (2) 目印のためのキーホルダーは2個まで可。(大きさは10cm×10cm)  
\*ステッカー、落書きなどをしない。

## ◇学校に持ってきて良いもの・良くないものについて

- (1) 水筒を持ってきててもよい。ただし、中身は水、お茶か麦茶とする。(材質はペットボトルも可)
- (2) 学習に不要な物(スマホ・現金等)は持ってきてこない。
- (3) 学校で使用するはさみやカッターは、教師の監督の下、学校のものを使用する。
- (4) 持ち物について
  - ・自分の持ち物には、必ず名前を書いて、大切に使うこと。
  - ・他者の持ち物や公共物も大切に扱う気持ちを持つこと。
  - ・物を紛失したり、拾得したときは担任や担当に届け出ること。

## ◇長与中1日の流れ・約束事

- ・詳細(別紙参照)が記載されている。必ず確認すること。
- ・教室等に掲示している。

## ◇その他

### 1 職員室において

- (1) 入退室の挨拶、言葉遣いに気をつける。バッグ等は置いて、入室する。
  - \* 入室については、職員室前掲示物（マニュアル）を参照すること。
  - \* 入室禁止の表示があるときには、特別な事情がない限り、入室できない。
- (2) 職員室前廊下では、静かに行動すること。

### 2 保健室の利用心得

- (1) 保健室は応急処置の場なので、病気やけがの継続的な治療は行うことができない。
- (2) 内服薬は原則として与えることができない。
- (3) 授業中はその時間の教師、休み時間は次の時間の教科担任又は担任の許可を得ること。
- (4) 休み時間から次の授業で保健室を利用する場合は、必ず次の時間の教科担任か担任または学年の先生に連絡すること。友達だけに伝えて来室することは認めない。
- (5) 保健室利用は1時間を原則とする。

### 3 学割について \* 4月に生徒証を発行する

- ・JR利用の場合  
運賃割引証交付願を事務室前から取り、必要事項を記入して担任へ提出する。乗車中に生徒証の提示を求められることがあるので必ず携帯すること。
- ・フェリー利用の場合  
生徒証を掲示して乗船券購入する。旅客運賃割引証交付願は不要です。
- ・上記以外の場所で、生徒証で学割ができるところがある。
- ・運賃割引証交付願は、発行を希望する日の1週間前までに届け出すこと。

# 日 課 表

	A 日 課		B日課(1・2年5時間/3年6時間)	
	自主活動			
短学活	8:10 ~ 8:20			
朝読書 朝自習	8:20 ~ 8:30			
1校時	8:35 ~ 9:25			
2校時	9:35 ~ 10:25			
3校時	10:35 ~ 11:25			
4校時	11:35 ~ 12:25			
給食	12:25 ~ 12:55			
昼休み	12:55 ~ 13:40			
		清掃 13:40~13:50		
5校時	13:40 ~ 14:30	13:55~14:45		
6校時	14:40~15:30	—		[3年 6校時] 14:55~15:45
清 掃	15:35~15:45	14:35~14:45		
短学活	15:50~16:00 【清掃カットの時】 15:35~15:45	14:50~15:00 【清掃カットの時】 14:35~14:45	[1・2年短学活] 14:50~15:00	[3年 短学活] 15:50~16:00
放 課 後	16:00~16:40	15:00~16:40	15:00~16:40	16:00~16:40

## テスト日課 1日目

短学活		8:10 ~ 8:20
1校時	配布 (5)	8:25 ~
	テスト(50)	8:30 ~ 9:20
2校時	配布 (5)	9:30 ~
	テスト(50)	9:35 ~ 10:25
3校時	配布 (5)	10:35 ~
	テスト(50)	10:40 ~ 11:30
4校時	授業(50)	11:40 ~ 12:30
給食 (30)		12:30 ~ 13:00
昼休み (45)		13:00 ~ 13:45
掃 除 (10)		13:45 ~ 13:55
5校時	授業(50)	13:55 ~ 14:45
短学活		14:50 ~ 15:00
下校(部活動 無し)		

## テスト日課 2日目

短学活		8:10 ~ 8:20
1校時	配布 (5)	8:25 ~
	テスト(50)	8:30 ~ 9:20
2校時	配布 (5)	9:30 ~
	テスト(50)	9:35 ~ 10:25
3校時	授業(50)	10:35 ~ 11:25
4校時	授業(50)	11:35 ~ 12:25
給食 (30)		12:25 ~ 12:55
昼休み (45)		12:55 ~ 13:40
掃 除 (10)		13:40 ~ 13:50
5校時	授業(50)	13:55 ~ 14:45
短学活		14:50 ~ 15:00
下 校(部活動 無し)		

・清掃カットの場合は、①各学級で簡単清掃をお願いします。※トイレの紙の補充や、ごみの処理など  
②放課後に整美部員が教室・廊下の簡単清掃を行います。

## ◇テスト計画

- 【4月】 2年生 : 県学力調査 (国・数・英)  
3年生 : 全国学力調査 (国・数・理)
- 【6月】 全学年 : 1学期末テスト (国・社・数・理・英)
- 【8月】 全学年 : 実力テスト (国・社・数・理・英)
- 【9月】 1.2年生 : ながよ検定 (国・数・英)
- 【10月】 3年生 : 実力テスト (国・社・数・理・英)
- 【11月】 全学年 : 2学期末テスト (国・社・数・理・英)
- 【12月】 1.2年生 : CRT学力調査 (国・社・数・理・英)
- 【1月】 1.2年生 : ながよ検定 (国・数・英)
- 【2月】 全学年 : 学年末テスト (国・社・数・理・英)

## ◇主な年間行事予定

【4月】 始業式・入学式・授業参観・PTA・避難訓練・除草作業（PTA）

【5月】 体育大会・郡中総体

【6月】 郡中総体陸上・水泳・教育相談・中学生弁論・心を見つめる教育週間  
体験ペーロン（2年）・町内一斉清掃

【7月】 終業式・県中総体・三者面談（3年）・二者面談（2年）・弓道大会  
県吹奏楽コンクール

【8月】 平和学習・始業式

【9月】 吹奏楽部コンサート・総合学習発表（3年）美化作業（PTA）

【10月】 郡中総体駅伝・修学旅行（2年）・合唱コンクール・進路説明会（3年）

【11月】 三者面談（3年）・教育相談（2年）・生徒会役員改選・避難訓練  
総合学習発表（1.2年）

【12月】 PTA・人権集会・終業式

【1月】 始業式・私立入試・公立特別入試・新入生説明会

【2月】 公立一般入試・授業参観・PTA

【3月】 公立チャレンジ入試・卒業式・修了式



## ◇部活動について \* 参照：長与中部活動心得

「人間力アップで、＜競技力＋学力＞アップ」（部活動は心を鍛える場）

### （１）目指す姿

- ①礼儀正しく、中学生らしい行動のできる生徒
- ②互いに協力し合い、責任感のある生徒
- ③技術を磨き、心身を鍛え、たくましさを身に付けた生徒
- ④研究・創意工夫し、考えて行動できる生徒

### （２）部活動心得

- ①あいさつや返事は大きな声で誰にでも！！
- ②整理整頓の徹底！！（体育館・道具を大切にできる選手を目指そう）
  - ・シューズの並べ方やバックなどの荷物の整理整頓など
- ③キャプテンを中心に計画的な練習で力を高めよう。
- ④身なりを整えることを意識しよう。
  - ・こういうことを当たり前に大切にできる選手を目指そう。
  - ・服装の乱れは心の乱れです。練習中に心を乱す必要はないはずです。
- ⑤礼儀や思いやりを大切にしよう。
  - ・「礼に始まり、礼に終わる」の精神を大切にしてほしい。
  - ・礼儀や相手をリスペクトして競争ができるものがスポーツです。

## ◇ スマホ・SNSの取扱について

### ◇ スマホについて

- ・人間関係のトラブルやいじめ、性犯罪など、多くの問題が引き起こされたり、過度の利用によって学習時間や睡眠時間が減少するなど成長の妨げになったりするケースが多く見られるため、本校では、「中学生に携帯電話は不要」と捉えている。
- ・SNSにアップされたものは、一瞬で世界に広がり、100%削除することはできません。そのことによって、将来の自分にも悪影響が出てくる可能性がある。（記録されたものは一生残る）
- ・学校活動、部活動（地域移行クラブ）へのスマホの持ち込みは禁止です。
- ・持ち込み（登下校時も含む）や使用があった場合は、発見次第、一旦学校で預かり、保護者来校にて対応する。

### ◇ 次の行為は絶対にしてはいけない。（被害者にも加害者にもならないために）

- ・誹謗中傷（悪口・うそ・身体的な特徴など）を書き込んでアップすること。
- ・不適切な画像や動画を撮ったり・撮らせたり・送ったり・送らせたり・それをアップしたりすること。
- ・軽はずみな行為（含：迷惑行為・営業妨害など）の画像や動画をアップすること。
- ・スマホによる盗撮行為、更にその画像や動画をアップすること。
- ・他人のIDやパスワードを入手して不正アクセスすること。
- ・他人になりすまして、SNSを開設したり、詐欺行為をすること。

### ◇ 校内のiPadの使用は別に定めている。必ず確認すること（参照：長与中iPad使用規則）

## ◇身なりについて

髪型や服装に関しては、社会通念上それでよいか、社会生活をする上で必要な判断力を身につけてください。他者に迷惑がかかるかどうかに関係なく、「**中学生らしさ**」という観点でふさわしいかどうかを基準として考えよう。そして、清潔感やマナーを意識した髪型や服装を考えることが大切です。

### ■髪型・身なり等

誰がいつ見ても印象の良く清潔感のある髪型とする。髪の長さは別紙参照

- ・整髪料、脱色、着色、パーマ、カール、眉そり、化粧（マニキュア、マスカラ、色付きのリップ）などは禁止とする。
- ・縮毛矯正等に関しては、事前に保護者から担任に連絡すること。
- ・ピアスの穴をあけたり、ピアスをつけたりすることはできない。

### ■制服

- ・学校指定の制服を着用する。＊R4から新型制服に移行している。旧型制服も可能とする。
- ・制服の移行期間はないので、各自の判断で、衣替えを行うこと。
- ・儀式的行事（卒業式・入学式）にはブレザー（または旧冬服）を着用すること。
- ・黒・紺・茶・白・灰色のセーター、カーディガン着用可とする。

#### 【ズボン着用について】

- ・ズボンを着用する場合は、必ずベルトを使用する。
- ・ベルトは革製または布製の黒・紺・茶（柄・ライン・模様入り）は不可とする。
- ・不必要に大きな派手なバックルは不可とする。
- ・腰まで下げてズボンを着用しない。

#### 【スカート着用について】

- ・スカートの長さは、太ももが見えないくらいの長さに調整する。 ＊図参照

## ■ブレザー（旧冬服）を着用する場合の中着について

- ・ブレザーのボタン（2ボタン）は2つとも留める
- ・制服の下には必ず白のカッターシャツを着用する。（旧冬服は除く）
- ・トレーナー、セーター、ベストの着用は可です。また、タートルネックは首もとに沿うもののみ可です。
- ・トレーナー、セーター、ハイネック、タートルネックの色は、白、黒、紺、茶、グレーの無地とする。
- ・旧冬服（セーラー服）を着用する場合、中にハイネックやタートルネックの着用は可です。また、上からカーディガンの着用は可ですが、長すぎるもの（コートではないので）は不可です。
- ・襟、袖、裾からはみ出さないようにする。

## ■ポロシャツの着用について

- ・ポロシャツは、スラックスやスカートの中に入れることを推奨する。ただし、シャツを出して着用する場合には、骨盤辺りまでの長さとする。（図参照）  
\*シャツを出して、基準より長くなる場合には、スラックスやスカートの中に入れる。

## ■靴下

- ・色は、白、黒、紺で、くるぶしが完全に隠れるものとする。
- ・商標等のワンポイントまで可です。
- ・ショートソックス（カバーソックス、アングルソックス）、ルーズソックスは不可とする。
- ・ハイソックスについては、ひざ下までの長さであれば可とする。
- ・ラインや柄の入ったソックスは不可とする。

## ■肌着について

- ・特に決まりは設けないが、無地で、なるべく透けない色を着用する。  
白、黒、紺、茶、グレーの無地のものを着用すること。

## ■通学靴

- ・運動に適した白（無地）のひも靴とする。
- ・学校指定靴
  - asics（アシックス）Wimbledon（ウィンブルドン）GRIPPER(グリッパ - ASAHI)の3種類を推奨する。

## ■上履きシューズ・体育館シューズ

- ・学校指定のもの
- ・色は学年色（R 7：1年黄色・2年青色・3年緑色）\*体育館シューズに学年色はない。

## ■学校指定Tシャツ・帽子・名札

- ・学校指定Tシャツは、希望者購入です。
- ・学校指定Tシャツは、体育の授業後からの着用とし、着用の仕方については、体操服と同じようにする。
  - \*学校指定Tシャツは、ハーフパンツ、ジャージ下の中に入れる。
- ・学校指定Tシャツで、体育時の授業を受けることは不可です。
  - \*体育大会練習中は状況に応じて許可する。
- ・学校における校舎外の諸活動では、学校指定の帽子を着用する。
- ・名札は、R 7より使用しない。

※自分のすべての持ち物には、必ず名前を書くこと。

\*通学靴・上履きシューズ・体育館シューズはかかとの見える位置に記名する。

## ■防寒具について

### <コート>

- ・黒、紺、ベージュのPコートやスクールコート着用可とする。
- ・脱いだコートは、自分のロッカーに畳んできちんと直す。

### <手袋>

- ・必要に応じて着用可とする。  
(色は、白、黒、紺、茶、グレーを基調とする派手でないもの)

### <マフラー・ネックフォーマー>

- ・必要に応じて着用可とする。  
(色は、白、黒、紺、茶、グレーを基調とする派手でないもの)
- ・マフラーの着用については、使い方には十分注意をすること。

### <タイツ・ストッキング・スパッツ>

#### ◇ズボン着用の場合

- ・タイツ着用可 (色は、黒、紺の無地)
- ・体育の授業時は着用してはならない。

#### ◇スカート着用の場合

- ・タイツ、ストッキング着用可 (色は、ベージュ、黒の無地)
- ・スカート丈のスパッツは、ベージュ、黒、紺の無地
- ・体育の授業時は着用してはならない。

※コート・手袋・マフラー・ネックフォーマーなどの防寒着は、生徒玄関で外すこと。

※防寒具について、決まりを守れない場合は使用を禁止する場合がある。

## ■その他

### <カイロ>

- ・必要に応じて使用可とする。
- ・必ず持ち帰り、各家庭で処分する。
- ・授業中や休み時間等にカイロをポケットから出さない、カイロで遊ばない。

### <膝掛け>

- ・必要に応じて使用可（派手でないもの）とする。
- ・授業を受ける教室のみでの使用とし、廊下等での使用は認めない。
- ・膝掛けの大きさは、自分のロッカーに入るもの。

### <制汗剤>

- ・汗拭きシート、制汗スプレーの使用可（無香・無臭であるもののみ）とする。
- ・必ず持ち帰り、各家庭で処分すること。
- ・使用する場所は、更衣する場所やトイレとする。教室では使用しないこと。
- ・ゴミが校内に散乱する場合、使用を禁止する。

### <日焼け止め>

- ・必要に応じて使用可とする。
- ・必ず持ち帰り、各家庭で処分すること。
- ・使用する場所を考え、貸し借りをしないものとする。

### <熱中症対策品> \*夏季期間中

- ・塩分補給のタブレットや飲料水は可とする。 ・日傘は必要に応じて可とする。
- ・ハンディファン（携帯扇風機）は使用不可とする、（まずは日傘を使用する。）

※使い方について、目に余る場合は使用を禁止するか、制限を加える場合がある。

# 髪の長さ

■髪を結ぶ位置：これより下

■前髪の長さ（青色の線）

- ・前髪は目にかからない
- \*目にかかる、顔が隠れる場合は結ぶ

■髪の長さ（赤色の線）

- ・制服着用：「鎖骨」を目安とする。
- ・ジャージ着用：ジャージのオレンジラインを目安とする。
- \*この赤ラインより長い場合は、後頭部の中心（黄色の線）より下でシンプルに結ぶ
- \*基準より短い場合でも、運動時の活動や周りに影響がある場合は結ぶ



# ポロシャツ (アウトの場合) の長さ・スカートの丈の長さ



## ■ポロシャツ

IN : 推奨

OUT : 骨盤辺り

(これより長くならない)

◆靴下の長さは、くるぶしが完全に隠れるもの

## ■スカート

ひざ下・ひざ中心・ひざ上 : OK

太ももが見える : NG

# 【生徒会規約】

## 第1章 名 称

第1条 本会は長与中学校生徒会と称する。

## 第2章 会 員

第2条 本会は長与中学校生徒全員をもって組織する。

## 第3章 目 的

第3条 本会は生徒の本分を自覚し、先生の指導のもとに自主的に互いに研究努力し、学校のよい伝統の維持を図り、社会人としての教養を高めることを目的とする。

## 第4章 役 員

第4条 本会は次の役員をおく。

会長1名、副会長2名（1年1名、2年1名）、庶務3名（1年2名、2年1名）、専門委員長（10名）

第5条 役員の任期は次の通りとする。

本部役員及び専門委員長は1年間

第6条 1 会長、副会長、庶務は生徒会員より選出し、学校長が任命する。

2 各専門委員長は選挙で選ばれた生徒会役員が選出し、生徒会長が委託する。

第7条 会長は生徒会をまとめ、会の発展を図る。

第8条 副会長は会長を助け、会長に事故ある場合はその職務を代行する。

第9条 庶務は生徒会に関する一切の議事内容を記録し、会の運営に支障のないようにする。

第10条 庶務は生徒会の会計に関する任務にあたる。

第11条 専門委員長は委員会の企画運営にあたる。

## 第5章 集 会

第12条 本会は次の集会を開く。  
総会、評議員会、専門委員長会、学級会

第13条 会の構成は次の通りとする。

(1) 総会・・・全員

(2) 評議員会・・・会長、副会長、庶務、各専門委員長、学級委員

(3) 専門委員会・・・各専門委員

(4) 学級会・・・各学級全員

第14条 会を開く時期は次の通りとする。

(1) 総会 定期総会は9月までに開き、必要があれば臨時に開く。

(2) 評議員会 原則として2ヵ月に1回、全校専門委員会の後に開く。

(3) 専門委員会 原則として2ヵ月に1回開く。

第15条 評議員会とは、学級委員が学級の様子を把握し、学校をよりよくするために、話し合う場所とする。

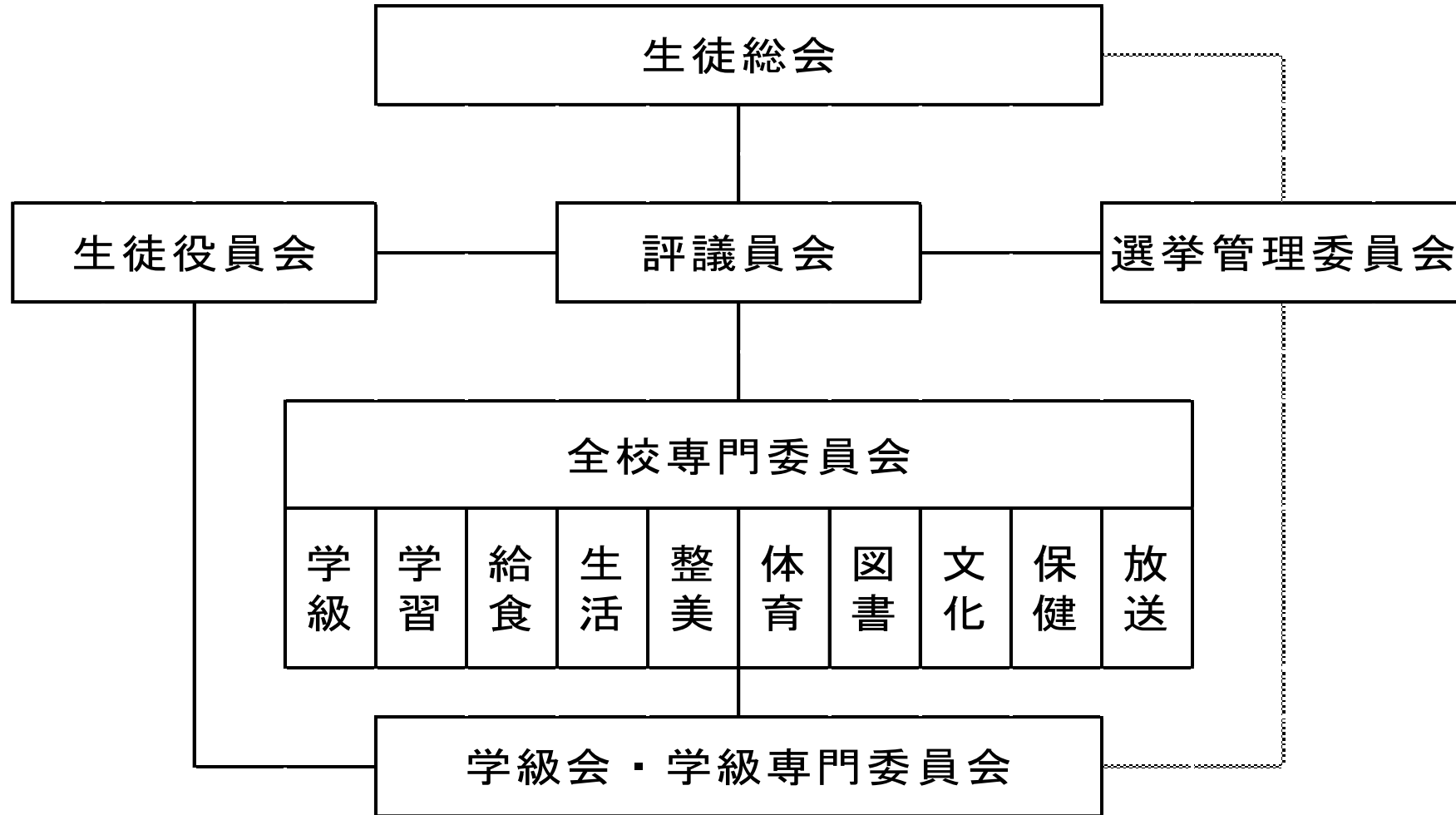
## 第6章 改 正

第16条 本規約を改正するには総会において総員の3分の2以上の賛成を必要とする。

## 第7章 補 則

第17条 役員中、会長、副会長、庶務、各専門委員長の改選は2学期中に行い、新旧会長、副会長、庶務、各専門委員長は交替する。

# 【生徒会組織図】



※生徒役員会 (会長・副会長・庶務→本部役員)

※生徒評議員会 (会長・副会長・庶務・学級委員・専門委員長)

# 【生徒会役員選挙管理委員会細則】

## 1 選挙管理委員会

この細則は生徒会規約第4条に基づき定め、生徒会員による直接選挙のみに適用される。

## 2 選挙管理委員会

(1) 選挙管理委員は各学級より1名選出し構成する。その中から委員長、副委員長、書記1名をおく。

(2) 選挙管理委員は役員に立候補はできない。

## 3 選挙公示及び立候補届出

(1) 11月中に選挙公示をする。

(2) 立候補届出は公示日より1週間前とする。

(3) 立候補者は、本人の意志による立候補及びクラス推薦とする。

(4) 立候補者は、会長、副会長、庶務として、1人で2種類以上をかねることはできない。

## 4 選挙運動

(1) 立候補者一覧表(選挙広報)を作成して、校内に掲示するとともにクラスに配布する。

(2) 立候補者は、委員会より所定の用紙2枚の配布をうけ、校舎内(教室はのぞく)の所定の場所にはることができる。

(3) 生徒集会を開いて立会演説会を開くほか、校内放送により所見を放送する。

## 5 投票

(1) 投票は、タブレット端末を用いて行う。

(2) 各クラスの管理委員の管理の下に投票を行う。

(3) 本人以外の投票は認めない。

(4) 投票は2学期中に行う。

## 6 開票

(1) 投票後、担当立ち会いのもとに、委員は直ちに開票を行い、最高得票者を当選者とする。得票数が同じだった場合は、決選投票を行う。

## 7 役員決定

(1) 選挙管理委員長は、選挙の結果を職員会及び評議員会、または生徒集会にて報告し、了承を得なければならない。

(2) 役員の任命は学校長が行う。